

**第34回博多港地方港湾審議会
審議事項**

令和5年10月16日

**博多港港湾管理者
福岡市**

博多港地方港湾審議会審議事項について

議案第1号

博多港臨港地区及び臨港地区の分区の指定について	1
（参考1）臨港地区指定の経緯	3
（参考2）港湾法第39条 分区の指定【抜粋】	3
（参考3）修景厚生港区において許容される構築物【抜粋】	4
※都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針（通知） （国土交通省都市局、住宅局、港湾局）	
（参考4）博多港臨港地区及び分区指定図（案）	5

1 博多港臨港地区の指定について

博多港の臨港地区については、昭和37年7月3日に最初の指定を行い、その後、博多港内の土地利用状況の変化に応じ、港湾の適正な管理・運営を図るため、適宜、変更を行っている。

アイランドシティ地区においては、良好な港湾環境の形成を図るため、緑地の整備を行ってきたが、今般、緑地の区域が全て確定したことから、福岡市において、次のとおり、臨港地区を指定しようとするもの。

なお、臨港地区の指定については、地方港湾審議会での審議を経た後、都市計画審議会での審議等、都市計画手続きを経て、指定する。

(1) 臨港地区指定の内容

ア 地区名

香椎照葉一丁目、二丁目、三丁目及び七丁目地区(アイランドシティはばたき公園、外周緑地) 20.2ha

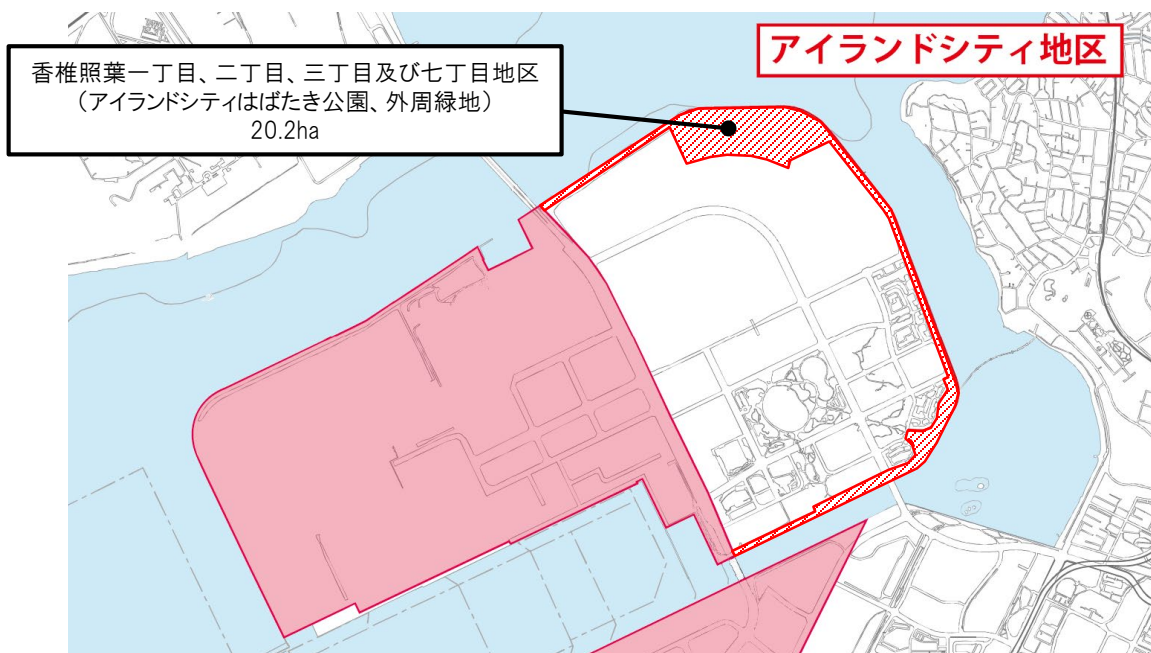
イ 理由

当該地区は緑地であり、港湾管理者が一体的に管理・運営すべき区域であるため。

(2) 臨港地区の面積

現在	追加	変更後
808.7ha	20.2ha	828.9ha

(3) 臨港地区の指定箇所



2 臨港地区の分区の指定について

臨港地区を指定する地区について、港湾法第39条第1項の規定に基づき、港湾管理者として、次のとおり、「修景厚生港区」という分区を指定しようとするもの。

なお、「修景厚生港区」は、港湾法第39条第1項において、景観を整備するとともに、厚生を増進を図ることを目的とする分区とされており、地方港湾審議会での審議を経た後、「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の一部改正を行い、当該分区を追加した上で、指定手続きを進める。

(1) 分区指定の内容

ア 地区名

香椎照葉一丁目、二丁目、三丁目及び七丁目地区(アイランドシティはばたき公園、外周緑地) 20.2ha

イ 指定する分区

修景厚生港区

ウ 理由

当該地区は住宅等が立地する一般市街地の外周に位置しており、一団の緑地のみで構成され、アイランドシティの景観上、重要な緑地であるため。

(2) 各分区の面積

分区名	現在	追加	変更後
商 港 区	593.1 ha		593.1 ha
特殊物資港区	9.0 ha		9.0 ha
工業港区	162.2 ha		162.2 ha
保安港区	28.2 ha		28.2 ha
マリーナ港区	6.0 ha		6.0 ha
修景厚生港区		<u>20.2 ha</u>	<u>20.2 ha</u>
無 分 区	10.2 ha		10.2 ha
合 計	808.7 ha	<u>20.2 ha</u>	<u>828.9 ha</u>

(3) 分区の指定箇所

左図(1.(3)臨港地区の指定箇所)のとおり。

(参考1)臨港地区指定の経緯

指定時期	面積	指定区域
昭和37年7月3日	244.2ha	箱崎地区、東浜地区、中央ふ頭地区、博多ふ頭地区、須崎ふ頭地区、荒津地区
昭和40年4月10日	252.7ha	長浜地区、荒津地区8.5haを追加
昭和50年10月9日	454.8ha	箱崎ふ頭地区、荒津地区221.9haを追加 長浜地区、箱崎地区19.8haを解除
昭和56年10月13日	431.8ha	東浜ふ頭地区、中央ふ頭地区、博多ふ頭地区、須崎ふ頭地区17.3haを追加 東浜一丁目地区、千代六丁目地区、石城町地区、築港本町地区、 長浜三丁目地区、港三丁目地区、荒津一丁目地区40.3haを解除
平成9年2月24日	567.8ha	香椎浜三丁目地区、箱崎ふ頭四丁目及び六丁目地区、東浜二丁目地区、 千代六丁目地区、石城町地区、小戸二丁目及び三丁目地区137.4haを追加 港三丁目地区1.4haを解除
平成15年11月27日	680.6ha	みなと香椎一丁目及び二丁目地区、香椎浜ふ頭四丁目地区、 箱崎ふ頭四丁目地区112.8haを追加
平成22年10月7日	734.4ha	みなと香椎一丁目及び三丁目地区58.1haを追加 東浜ふ頭地区4.3haを解除
平成27年3月30日	770.6ha	みなと香椎三丁目地区36.2haを追加
令和元年12月26日	799.0ha	みなと香椎三丁目地区28.4haを追加
令和3年3月29日	808.7ha	みなと香椎一丁目地区9.7haを追加

(参考2)港湾法第39条 分区の指定【抜粋】

第39条 港湾管理者は、臨港地区内において次に掲げる分区を指定することができる。

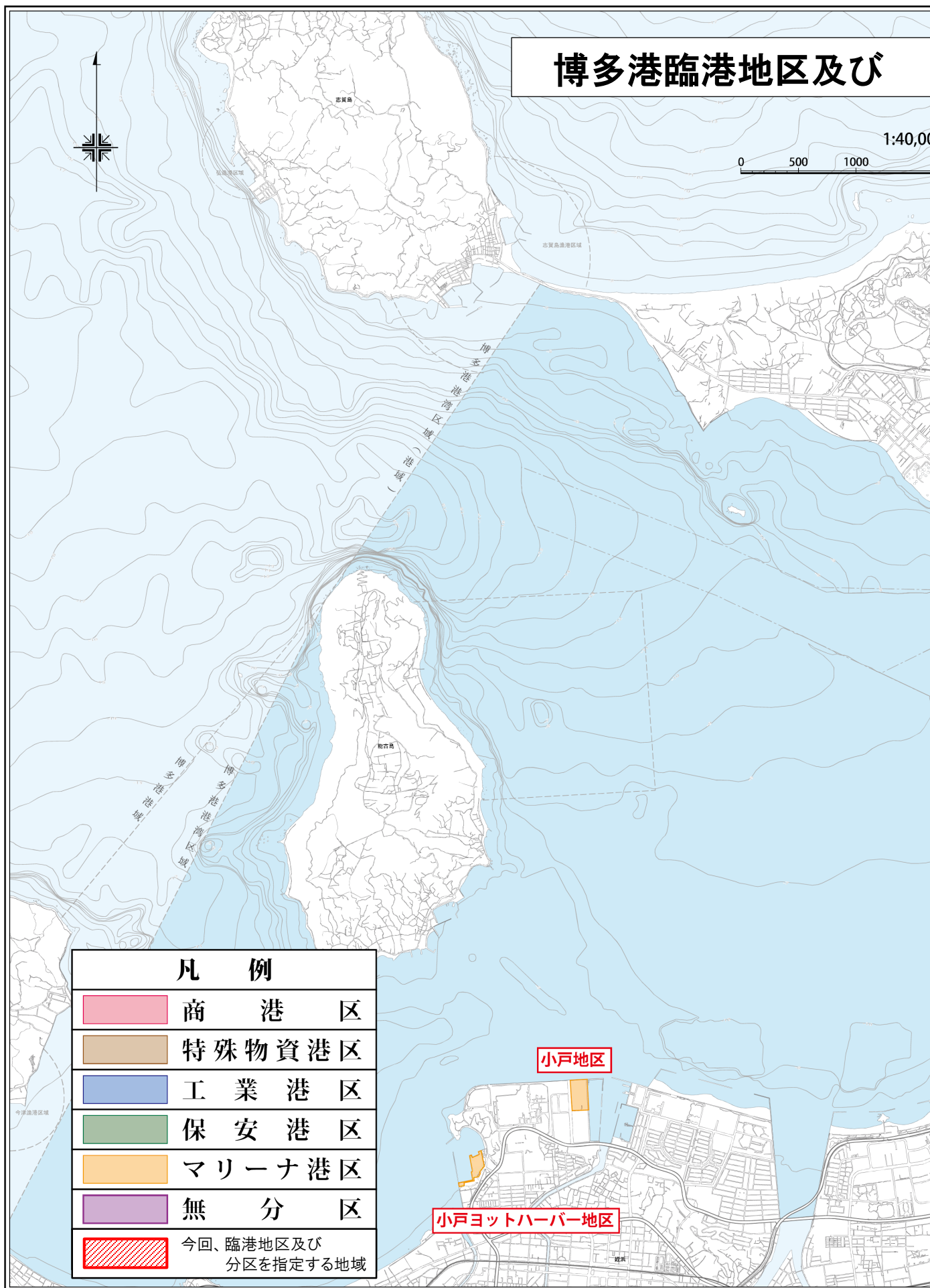
- 一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
- 五 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- 六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
- 七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- 八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート
その他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- 九 クルーズ港区 専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域
- 十 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

第2項 (略)

(参考3)修景厚生港区において許容される構築物【抜粋】

※都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針(通知)
(国土交通省都市局、住宅局、港湾局)

- | |
|---|
| <p>X 修景厚生港区を対象とした条例において許容される構築物</p> <ol style="list-style-type: none">1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設2 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設3 港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設4 海上保安官署、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所5 港湾関係者のための休泊所、店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設 |
|---|



分区指定図(案)

0
2000 3000m

アイランドシティ地区

香椎パークポート地区

香椎照葉一丁目、二丁目、三丁目及び七丁目地区
(アイランドシティはばたき公園、外周緑地)
20.2ha
臨港地区に追加、修景厚生港区に指定

箱崎ふ頭地区

東浜ふ頭地区

中央ふ頭地区

博多ふ頭地区

須崎ふ頭地区

荒津地区